



鳥取県公報

令和7年12月5日(金)
第9748号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	都市公園法による工作物等の撤去 (670) (まちづくり課)	2
	公共測量の終了 (2件) (671・672) (県土総務課)	2
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (39)	2
◇ 公 告	自衛官の募集 (危機対策・情報課)	3

告 示

鳥取県告示第670号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定に違反して許可なく都市公園を占用している工作物等について、撤去を命ずべき者を確知することができないので、同法第27条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月5日

鳥取県知事 平井伸治

- 1 次の表に掲げる工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者は、令和8年1月5日までに当該工作物等を東郷湖羽合臨海公園の区域内から撤去すること。

種類	特徴	数量	所在地
自動車	日産 プレセア 黒	1台	東伯郡湯梨浜町大字藤津770-1 東郷湖羽合臨海公園駐車場

- 2 1の工作物等が期限内に撤去されない場合は、公園管理者である鳥取県知事がこれを撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、都市公園法第27条第9項の規定により撤去をしなかった者の負担とする。

鳥取県告示第671号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、大山町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年12月5日

鳥取県知事 平 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
2 作業地域 西伯郡大山町
3 終了年月日 令和7年3月11日

鳥取県告示第672号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年12月5日

鳥取県知事 平井伸治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
2 作業地域 倉吉市
3 終了年月日 令和7年11月7日

選舉管理委員會告示

鳥取県選挙管理委員会告示第39号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定によ

り告示する。

令和7年12月5日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実千子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	8,930
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	44,650
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	141,083
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	49,858
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	39,876
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,196
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,009
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,021
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,949
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,385
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,875
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	2,665

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、令和7年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

令和7年12月5日

鳥取県知事 平 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生
陸上要員（男女）、海上要員（男女）及び航空要員（男女）
- 2 募集期間
令和7年12月8日（月）から令和8年1月30日（金）まで
- 3 試験種目
筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文）、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定
- 4 試験期日及び試験場
 - (1) 筆記試験及び適性検査（WEB試験方式）
令和8年2月15日（日）から同月17日（火）までの任意の1日
 - (2) 口述試験及び身体検査
令和8年2月23日（月）
陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）
- 5 合格発表予定日
試験実施日に示す日
- 6 採用予定期
採用予定通知書で通知する。
- 7 応募資格
採用予定期の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあっては、採用予定期の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。
- 8 問合せ先

(1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）

(2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部 (0857-23-2251)

鳥取募集案内所 (0857-26-4019)

倉吉地域事務所 (0858-47-3250)

米子地域事務所 (0859-33-2440)